

告示

埼玉県告示第九百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ久喜

埼玉県久喜市本町七丁目千百四十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八―八

ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 松下展千

神奈川県相模原市南区古淵二―十四―二十

株式会社あさひ 代表取締役 下田佳史

大阪府大阪市都島区高倉町三―十一―四

（変更後）株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八―八

ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 堀内康隆

神奈川県相模原市南区古淵二―十四―二十

株式会社あさひ 代表取締役 下田佳史

大阪府大阪市都島区高倉町三―十一―四

ハ 変更年月日

平成三十年一月一日外

二 届出年月日

平成三十年八月十七日

二 縦覧期間

平成三十年八月三十一日から平成三十年十二月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年八月三十一日から平成三十年十二月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課